

静岡県が発注する汚染土壌処理業務の委託に係る競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公告する。

令和4年11月11日

静岡県知事 川勝平太

1 調達する役務の種類

汚染土壌処理業務

2 申請の方法

(1) 申請の時期

令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。なお、その後も随時の受付を行う。

また、土曜日、日曜日及び祝日（振り替え休日を含む。以下同じ。）は、受付を行わないものとする。

(2) 申請に対する照会先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

電話：054-221-2253

(3) 申請書類

ア 汚染土壌処理業務委託競争入札参加資格審査申請書（様式1号）（以下「申請書」という。）

イ 営業概要書（様式2号）

ウ 使用印鑑届（様式3号）

エ 誓約書（様式4号）

オ 委任状（様式5号）

カ 法人にあっては商業登記簿謄本、個人にあっては市町村長が発行した身分（身元）証明書の写し

キ 汚染土壌処理業許可証の写し（許可更新中の場合は、当該申請書（受付印有）の写しを添付）

ク 印鑑証明書

ケ 返信用封筒（送付先を明記し94円切手を貼付したもの。長3号封筒程度）

(4) 申請書及び申請書類作成要領の配布

申請書及び申請書類作成要領等は、公告の日の翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）から上記2(2)の場所において配布するとともに、別記1の県ホームページに掲載する。

(5) 申請書類の提出先及び方法

ア 提出先

上記2(2)の場所とする。

イ 提出方法

持参又は郵送によるものとする。

3 競争入札参加資格の申請ができる者

競争入札参加資格の申請ができる者は、次の要件を全て備えていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。以下この号において同じ。）第1項各号に掲げる者に該当しないこと、かつ、同条第2項各号

の規定により一般競争入札に参加させないこととされた者（静岡県が相当と認める期間を経過した者を除く。）でないこと。

(2) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の事業（以下「汚染土壌処理業」という。）に関する許可を受けていること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。ウからオまでにおいて同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。イからオまでにおいて同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。ウからオまでにおいて同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 競争入札参加者の資格及び審査

資格の審査は、申請書類に基づき、汚染土壌処理業に関する許可の状況を審査し、3に掲げる者に資格を与える。

5 申請書等に使用する言語

申請書等の記載に使用する言語は日本語とする。

6 申請者への資格審査の通知

資格審査の結果は文書にて通知する。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 資格の有効期間

資格審査結果に記載された日から令和7年1月14日までとする。

(2) 資格の更新手続は、次の定期的資格審査において行うものとする。

別記1 申請書等の掲載ホームページ

申請書等は、「静岡県公式ホームページ」の「申請書類等ダウンロードサービス」に掲載する。

ホームページアドレス

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/03.html/9C465130CB43558B492588E600814D84>